

**令和5年 第6回**

**甲斐市農業委員会議事録**

**令和5年6月26日**

1 日 時 令和5年6月26日(月) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎 本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による届出の件  
議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請の件  
議案第21号 農地法第5条許可後の計画変更申請の件  
議案第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件  
議案第23号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積画の承認の件

4 欠席委員 19番 神澤 安行 委員

5 議事録署名委員 5番 小林 令二 委員、6番 山本 修 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名  
農業委員会事務局長 小宮山 尚  
農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭  
農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之  
農業委員会事務局庶務係 河野 慎

7 閉 会： 午後3時45分

【事務局長】

それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。  
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは令和5年第6回の農業委員会総会を開催致します。  
小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしく  
お願いします。

【議長（会長）】

（あいさつ）

本日の出席委員は18人です。定足数に達しておりますので直ちに会  
議を開きます。

（日程第1議事録  
署名委員の指名）

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、5番小林委員と6番山本委員を指名致します。

（日程第2会期  
の決定）

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。  
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ござい  
ませんか。

（異議なしの声）

異議ありませんので、本日1日と決定致します。

（日程第3議事）  
（報告第10号）

【議長】

報告第10号農地法第18条第6項の規定による届出の件を上程致  
します。

事務局に番号2番から3番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料1ページをお願いいたします。

農地法第18条は耕作権等の解約になります。

番号2番、地図公図は1ページから3ページになります。

●●ほか2筆、合計面積3318㎡。貸人が●●の●●さん、借人が●●の●●さんです。平成31年4月26日から5年間と令和2年12月26日から6年間有償で利用権の設定がされていましたが合意解約をしたものです。

解約届出日は令和5年6月1日です。

番号3番、地図公図は4ページ、5ページになります。

●●ほか4筆、合計面積1933㎡。貸人が●●の●●さん、借人が●●の●●さんです。令和2年11月1日から10年間、有償で利用権の設定がされていましたが合意解約をしたものです。

解約届出日は令和5年6月9日です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第20号)

【議長】

議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号16番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料2ページをお願いします。

番号16番、地図公図は6ページ、7ページになります。

●●、面積276㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに無償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で野菜の栽培を予定しています。所有機械はミニ耕運機です。

写真は南側から撮影したものです。  
説明は以上です。

事務局の説明は以上です。  
次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。  
19日に会長、推進委員、事務局の方々と現地調査を行いました。  
本件は親子間の無償移転とのことであり、現在も野菜の作付けがしっかりと行われておりますし、隣接地が自宅ということですので何ら問題はないかと思われまます。以上です。

【議長】

次に●●推進委員の意見ですが、本人より現地調査の結果問題なしとの報告を受けています。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。  
番号16番を許可とすることにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号17番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長  
番号17番、地図公図は8ページ、9ページになります。  
●●、面積1485㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。  
申請地で水稻の栽培を予定しています。所有機械については稲刈機です。

写真は北側から撮影したものです。  
説明は以上です。

事務局の説明は以上です。  
次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【議長】

【●番●●委員】

はい、●番●●です。

この件につきましても、19日に会長、推進委員及び事務局と現地調査を行いました。移転については、問題ないと思われませんが、周辺について畔に草が生えている等見受けられました。周辺農地に迷惑が掛からないよう、指導をお願いしたいと思います。以上です。

【議長】

次に●●推進委員の意見ですが、本人より現地調査の結果問題なしとの報告を受けています。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号17番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第21号)

【議長】

議案第21号、農地法第5条許可後の計画変更申請の件を上程致します。

事務局に番号2番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料3ページをお願いします。

番号2番、地図公図は10ページから12ページになります。

申請人は●●、場所は●●ほか17筆、合計面積4082㎡を令和5年3月に建売分譲15区画の転用許可を受けていましたが、計画変更承認申請が提出されました。当初の計画では15区画の建売分譲でしたが、区画数や面積等の内容は変更せず、建築条件付き売買予定地15区画への計画変更です。

市街化区域、用途区域以外は通常宅地分譲できませんが、建築条件付き売買予定地は、転用事業者と土地購入者が土地売買契約を締結し、転用事業者が指定する建築業者とおおむね3か月以内に建築請負契約

を締結することを条件として土地を売買できる制度です。

区画完成から3年経過しても区画が売れ残った場合は、転用事業者自ら住宅を建築し建売として売買することになっています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。

本件は変更申請ということで、全体での現地調査は省略ということでしたので、単独にて現地確認を行いました。

現地ではちょうど擁壁の工事が行われている最中で2～3mあるL型擁壁が使われているようでした。素人目には擁壁の厚さが薄いように感じられましたが、開発許可も受けているということですので、土圧等に耐えられるかなどは、しっかり計算されているのだらうと思います。

他の部分については事務局の説明のとおりの変更申請であり、支障はないと思われますのでご審議をお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、推進委員の●●です。私も19日に単独で現地調査を行いました。●●委員のおっしゃるよう造成工事が行われている最中であり、内容的にも事務局及び●●委員の話のとおりであるので、特に問題はないと思われます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号2番を承認相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を承認相当とすることに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第 22 号)

議案第 22 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 15 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 4 ページをお願いします。

番号 15 番、地図公図は 13 ページ、14 ページになります。

●●、面積 24 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●さんに所有権移転により雑種地にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は連続する農地規模が 10 h a 未満の 2 種農地です。

この案件については、隣接の原野地目と一体で利用されており、すでに倉庫が存在し、一部駐車場となっている違反転用状態ですので、始末書を添付しての追認案件となります。

現地については、土地は狭小で周辺との高低差があり今後農地としての利用も困難な状況です。

始末書、資金証明、事業計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は北側と南東側から撮影したものです。

説明は以上です。

事務局の説明は以上です。

【議長】

次に現地調査の報告を●番●●委員をお願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。

先ほどの事務局の説明にもあったとおり、申請地は狭小で非整形であり耕作ができるような土地でなく、私の記憶では、私が物心ついた頃から耕作されていなかったと思います。

この土地で耕作をしていくことは不可能と考えれば、追認もやむを得ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

【議長】

次に●●推進委員の意見ですが、本人より現地調査の結果問題なしとの報告を受けています。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 15 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号 16 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 16 番、地図公図は 15 ページ、16 ページになります。

●●ほか 1 筆、合計面積 475 ㎡を●●の●●さんから、●●の●●に所有権移転により建売分譲 2 区画にするための転用許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する 3 種農地です。

区画の面積は 226 ㎡と 249 ㎡で、建築予定面積は 4 8 ㎡の二階建ての計画です。

汚水については公共下水道に放流、雨水については東側道路側溝に放流予定となっています。

資金証明、土地利用計画書、事業計画書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●委員お願いします。

【●番●委員】

はい、●番●です。

19 日に正副会長、●●推進委員及び事務局と現地調査を行いました。

写真のとおり、申請地は周囲を住宅に囲まれており 3 種農地と判断できます。事務局の説明のとおり給排水も上下水道本管に接続ということですので、問題ないかと思えます。ご審議よろしくをお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

19 日に正副会長、●●委員及び事務局と現地調査を行いました。

雨宮委員や事務局の説明にもあったとおり、周囲には道路や上下水

道なども完備されており問題ないかと思しますのでご審議よろしくお  
願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 16 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致し  
ます。

続きまして事務局に番号 17 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

番号 17 番、地図公図は 17 ページ、18 ページになります。

●●、面積 496 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●さん、●●さん  
に所有権移転により自己用住宅建築のための転用の許可申請が提出さ  
れました。

申請地は住宅等が連坦する 3 種農地です。

建築予定面積は 118.53 m<sup>2</sup>で平屋建ての計画。

汚水は、合併浄化槽で処理し地下浸透、雨水も地下浸透の予定です。

資金証明、土地利用計画図、事業計画書、隣接耕作者の同意書等の  
添付書類から問題ないと考えられます。

写真は北西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】 はい、●番●●です。

19日に正副会長、鰻池推進委員及び事務局と現地調査を行いました。

現地は韮崎市との境界に近く、道の反対側は韮崎市になるような立  
地であります。本申請はもともと 1 枚の畑であったものを分筆し、そ  
の中央の筆を宅地にしたいというものでありますが、近隣に住宅もあ  
り 3 種農地ということですので、隣接する水路や道路側溝がないため  
排水が地下浸透という点が若干気になりますが、問題ないかと思いま  
すのでご審議よろしくお願いします。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

19日に正副会長、●●委員及び事務局と現地調査を行いました但問題ないかと思しますのでご審議よろしくお願ひします。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしやいますか。

【議長】

質問がないようでございます。

番号17番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号18番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料5ページをお願いします。

番号18番、地図公図は19ページ、20ページになります。

●●ほか1筆、合計面積297.46㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに使用貸借により自己用住宅建築のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する3種農地です。

建築予定面積は60.47㎡で2階建ての計画。

汚水は、合併浄化槽で処理し東側道路側溝に放流、雨水も東側道路側溝に放流の計画です。

資金証明、土地利用計画図、事業計画書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は西側から撮影したものです。

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員をお願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。

19日に会長、●●推進委員及び事務局と現地調査を行いました。

申請地は長い間休耕状態にあり、管理だけがなされておりました。  
譲渡人の●●さんの息子さんの方が家を建てるということで、問題ないかと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

19日に現地調査を行いました、特段問題ないと思ひます。  
ご審議よろしくお願ひします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしやいますか。

質問がないようでございます。

番号18番を許可相当とすることにご異議ございますせんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号19番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号19番、地図公図は21ページ、22ページになります。

●●、面積371㎡を●●の●●さんが、下に行きまして、

●●、面積350㎡を●●の●●さんが2筆の合計面積721㎡を●●の●●に所有権移転により資材置場にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する3種農地です。

雨水については自然浸透の予定です。

この案件は近隣住民一人の方が転用に反対の意を示していますが、農地法の観点からは周辺農地に影響が無いことの確認が必要となっています。

土地利用計画図、事業計画書等からは、過去に許可された同様の資材置場への転用案件と特別差は無いと考えられます。

写真は北東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。  
次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。  
19日に現地調査をおこないました。  
先ほどの事務局の説明にもありましたが、近隣に反対している住民の方がおります。しかし、提出されている申請内容からすると農業委員会としては許可相当とする案件かと思っておりますのでご審議をよろしくお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。  
事務局や●●委員の説明にもありましたが、近隣の住民の方で反対している方がおりますので、この点についてはご審議いただければと思います。  
その他で言いますと、現地は雑草が鬱蒼と茂っており境界が明確に確認はできませんでした。以上です。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。  
番号19番を許可相当とすることにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に番号20番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長  
番号20番、地図公図は23ページ、24ページになります。  
●●ほか8筆、合計面積2846㎡を●●さんが、9ページに移りまして、●●ほか3筆、合計面積458.82㎡を●●の●●さんが、下に行き

まして、●●ほか4筆、合計面積1127㎡を●●の●●さんが、下に行きまして、●●、面積208㎡を●●の●●さんが、下に行きまして、●●ほか3筆、合計面積904㎡を●●の●●さんが、●●、面積282㎡を●●の●●さんが、下に行きまして、●●851ほか1筆、合計面積714㎡を●●の●●さんが、26筆の合計面積6539.82㎡を●●の●●賃貸借により店舗建設のための許可申請が提出されました。

申請地は連続する農地規模が10ha未満の2種農地です。

このほかに、市街化区域部分の転用地6筆、合計面積1406㎡を合わせて農地全体の転用面積は7945.82㎡となります。

市街化区域の6筆の転用については届出済みですが、受理通知書を本申請の許可書と同時交付いたしますので、許可後の総会での報告となります。

店舗部分の建築面積は3014.54㎡の1階建てで、駐車場の収容台数は114台の計画。汚水は公共下水道管に接続、雨水は地下に2か所の調整池を設けて流量調整し隣接水路に放流する計画です。出入口はアルプス通側に2か所、隣接市道北側に1か所の計画です。

資金証明、事業計画書、土地利用計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は事業地全体の航空写真と北側からと南西側から撮影したものです。説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番●●委員お願いします。

【●番●●委員】

はい、●番●●です。

現地はアルプス通り沿いの土地であり、開発により●●が出店することで特段問題はないと思いますのでご審議よろしく申し上げます。

【議長】

次に●●推進委員の意見ですが、本人より現地調査の結果問題なしとの報告を受けています。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●番●●委員】

地図、公図冊子の23ページと24ページは同じ場所か。

【事務局】

同じ場所です。

形が異なるのは23ページの地図には、届出の対象となる市街化の事業対象地も斜線で示しているためです。

【●番●●委員】

そうすると本事業予定地の中、ちょうど市街化の事業対象地と本件許可申請地の間に公図上道があるようだが、この道の扱いはどうなるのか。

【事務局】

用途廃止のうえ、市が●●に貸付けを行う予定です。

その他、ご質問等ございますか。

質問がないようでございます。

番号20番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

---

(議案第23号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

議案第23号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に利用権設定の番号27番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料8ページをお願いします。

番号27番、地図公図は25ページ、26ページになります。

●●、面積624㎡を●●の●●さんが●●の●●さんに田を10年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

畑として利用し野菜の栽培を予定しています。賃借料は10アール当たり●●円です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、27番を承認することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後3時45分閉会

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和5年8月28日

議事録署名委員 5番

---

議事録署名委員 6番

---

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

甲斐市農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之